



順正高等看護福祉専門学校

JUNSEI SCHOOL OF NURSING & WELFARE

中期目標・中期計画書

(平成 29 年度～平成 30 年度)

中期目標・中期計画(2017－2018)の概要

学生が「看護師になる」「介護福祉士になる」ことを応援する教育

順正高等看護福祉専門学校

校長 村上 重子

順正高等看護福祉専門学校は、学祖加計勉先生が「学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する」ことを建学の理念に掲げ、昭和42年(1967年)に設立されました。

爾来、学生の潜在能力と可能性を成熟した段階にまで成長させていく教育を進め、専門学校としての機能と社会に対する責任を果たしてまいりました。

この度、2017年から2018年に亘る中期目標・中期計画を策定するにあたり、私たち教職員は、建学の理念の高邁な理想から尊い教えを今一度戴くことになりました。そして、教職員一人ひとりが、学生のための矜持を持つことを決心する貴重な機会となりました。

向こう2年間の目標は、学生が「看護師になる」「介護福祉士になる」ことに教育活動の主軸に置くことにしました。

また、私たちの教育は、学生を応援することに他ならず、その上で、具体的な行動を起こす必要があります。出来ていることと、出来ていないことを客観的に捉え、正すべきところは正し、発展させるべきところは発展させる地道な作業を続けることが肝要であります。

眼前の学生のため、未来の学生のため、ここに2年間の道標を定めます。本校は、自主的で能動的な組織であることの証を示し、全教職員が着実に実行することを決意いたします。

目 次

中期目標・中期計画（2017—2018）の概要

順正高等看護福祉専門学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

看護学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

介護福祉学科・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

順正高等看護福祉専門学校

ビジョン (キャッチフレーズ)		学生が「看護師になる」「介護福祉士になる」ことを応援する教育	
基本 目 標	<p>建学の理念</p> <p>学生一人ひとりのもつ能力を最大限に引き出し引き伸ばし、社会に有為な人材を養成する。</p> <p>学生への約束</p> <p>私たち順正高等看護福祉専門学校の教職員は、全ての学生の能力を信じます。あらゆる偏見を排除して学生の教育にあたります。本校での学びを通じて、看護師・介護福祉士に求められる重い責任を背負って行けるように、豊かな人間性と科学的視点を育てます。</p>		
	中期目標	教育活動の質を保証し、学生の満足度を高め続けられる学校づくりを目指す。	
質 保 証 力	施 策	平成 二十 九年 度	<p>①【コンプライアンスの推進】</p> <p>(1) 教職員のコンプライアンス意識を醸成する。初年度の取り組みは、学生便覧、ホームページ等の記載内容を、養成所指導要領、設置基準、学則等と照合し、齟齬があれば直ちに是正する。</p> <p>(2) 看護師教育の教育内容の法令順守 (ア)「シラバス」と「実践能力と卒業時の到達目標(養成所運営ガイドライン別表13)」との整合性を確認する。 (イ)「シラバス」と「技術項目と卒業時の到達度(養成所運営ガイドライン別表13-2)」との整合性を確認する。</p> <p>(3) 介護福祉士の教育内容の法令順守 (ア)「シラバス」と「養成の目標、領域の目的(介護福祉士学校の設置及び運営指針別表1)」との整合性を確認する。</p> <p>(4) 個人情報保護と情報漏えい対策に関して、ガイドライン(文科省所轄事業分野)に従った内部査定を行い、適正化を図る。</p>
			<p>②【学びの機会保証】</p> <p>(1) アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを表明することにより、学生と教職員が本校での学びの意味を共有する。</p> <p>(2) 学生への連絡ツールとしてのメール(順専メール)の利用頻度を高める。</p> <p>(3) キャリア教育充実のために、社会資本(ハローワーク等)を積極的に活用する。</p>
			<p>③【教育基盤の確立】</p> <p>(1) 教育効果を最優先にした更新計画(教具・教材・備品等)を立てる。 (ア) 重要度・緊急度が共に高い備品:実習用モデル人形(乳幼児) (イ) 重要度の高い備品:ギャッジベッド、視聴覚機器 (ウ) 緊急度の高い備品:実習先控室のPC環境</p> <p>(2) 図書館利用を活発にする。年間平均貸出冊数一人2.5冊を1年目の目標とする。(H28;1.4冊/人)</p> <p>(3) 学生の多様化(メンタル、経済状況等)への理解と対策のための職員研修を年間2回実施する。</p>

質 保 証 力	施 策	平成 二十九 年度	④ 【安全教育と安全管理】 (1) 学校安全計画を策定する。〈学校安全法第27条〉 (ア) 施設設備の安全点検: 点検項目の具体化、点検方法・時期の成文化 (イ) 学生への安全指導: 安全に関する教育を含む授業科目の抽出 (ウ) 教職員の研修: 消防署防災課指導による避難誘導訓練の実施 (2) 寮の食品衛生管理内部評価を行う。〈学給法第9条学校給食衛生管理基準〉
		⑤ 【広報活動と定員確保】 (1) 志願者動向(動機、地域、年齢、経済基盤等)を把握し、時期・内容・量・媒体等を考慮した学校情報の効果的発信を行う。 (2) 学科独自の見学会、イベントを企画、開催する。 (3) 外国語の学校紹介パンフ(介護版)の作成とHPでのアップ。	
		⑥ 【自己評価の実施と公表】 (1) 点検項目を具体的に示し、組織的な自己評価を行う。〈学校教育法第42条、施行規則第66条・第189条〉 (2) 専修学校の学校評価ガイドライン(文科省生涯学習政策局H25.3)に沿って、エビデンス及び情報の収集を行う。	
		平成 三十年 度	① 【コンプライアンスの推進】 (1) 学生、保護者に対して、明快で一貫性のある説明を果たすための基本的な行動指針を策定する。 (2) 個人情報保護に関する基本方針(閣議H29.2.19)とその後の法再整備に則して内部査定を行う。 (3) 無料職業紹介事業関係業務取扱要領に基づく就職指導体制・運用を確立する。〈職業安定法第33条〉
		② 【学びの機会保証】 (1) 中立性の担保、ハラスメント対策等に関する指針を策定する。 (2) 健康管理センターとの連携、カウンセリング機会の確保を促進する。	
		③ 【教育基盤の確立】 (1) 前年度に続いて、計画的な整備を進める。 (2) 図書館の魅力を高め、利用促進を更に進める。年間平均貸出冊数一人4冊を目標とする。 (3) 職員研修を継続実施する。	
	④ 【安全教育と安全管理】 (1) 危険等発生時対処要領を作成して、教職員がとるべき措置を明確化する。〈学校安全法第29条〉		
	⑤ 【広報活動と定員確保】 (1) 志願者動向の把握と、効果的な学校情報の発信を継続する。 (2) 看護・介護の魅力発信のイベントを継続開催する。		
	⑥ 【自己評価の実施と公表】 (1) 自己評価報告書を作成し、ホームページでの公表を行う。〈学校教育法第42条、施行規則第66条・第189条〉 (2) 専修学校の学校評価ガイドライン(文科省生涯学習政策局H25.3)に準拠した学校関係者評価を実施する。		

ビジョン (キャッチフレーズ)		学生が「看護師になる」ことを応援する教育 看護師としての社会的使命を見出し、看護師として学び続ける力をつける。	
教 育 力	中期目標	1. 基礎学力の強化を図るため、教育課題を明確にし、一貫した指導を行う。 2. 卒業生全員が看護師国家資格を取得し、希望する進路に進める。 3. 定員の確保とともに、中途退学者、留年生の減少を目指す。	
	施 策	平成二十九年度	① 【看護基礎教育の充実】 カリキュラム検討委員会を立ち上げ、計画的に教育内容の見直しを行う。 (1) 学生のレディネスを考慮した目的・目標の設定と開講時期・授業内容・方法を考案する。 (2) 専任教員のみでなく、非常勤講師の意見なども取り入れ、定期的に会議を設け、変更できる内容から実践に移す。
			② 【臨地実習の充実】 (1) 講義・演習・実習へと進化する学習体系に適応できるよう、種々の工夫を学生視線で構築する。 (2) 実習段階、目標、内容、施設の見直しを行う。 (3) 看護観の育成のために、ナラティブ学習の実践と看護について語る・聴く時間を持つ。 (4) 学校と実習施設の連携を深め、効果的な実習指導体制を強化する。
			③ 【国家試験対策】 (1) 看護師国家試験の合格率向上に向けて、学年毎に具体的目標を掲げ、達成に向けて日々努力する。 (2) 国家試験対策委員会を設け、1年次から3年後の国家試験を見通して段階的に学習指導を行う。 (3) 各学年運営について、前期、後期の初めに指導方針を実践するための具体的な方法を示す。 (4) 入学時から基礎学力強化に向け、学習習慣の意識づけをする。 (5) 指導方法を学生の状況に合わせて修正しながら実行し、工夫する。 (6) 学生の情緒的な安定を図り、学習意欲を徹底的に支援する。 (7) 学生が国家試験対策に企画・実施・評価に関わる体制を作る。 (8) 模擬試験を実施し、結果を反映し指導方法を工夫する。 (9) 成績下位の学生には個人指導やグループ指導・補講・学習の仕方などの教授を計画的に行うとともに、小さい成功体験を重ねるように企画する。
④ 【学びのセーフティーネット】 (1) 健康で有意義な学生生活を送る上で、個別の課題に組織的に向き合う。 (2) チューター制の充実を図ることで、これまで退学になっていたケースも学習継続に変えていく。 →精神的に脆弱な学生や学力低迷の学生の保護者との連絡は早期から取り、事態に対処できるようにする。 (3) カウンセリングの必要な学生の支援体制を作る。			

教 育 力	施 策	平成二十九年度	⑤ 【教員研修の実施】 (1) 教育力の向上のための校内教員研修計画を立て、年3回以上実施する。 (2) 専門領域の研修会、学会、国家試験対策セミナーに年1回以上参加し自己研鑽に努める。
			⑥ 【入学定員充足率の向上】 (1) 入試広報室と連携し効果的にPR活動を実践する。 (2) 高校訪問を行うとともに、実習では実習施設スタッフの子弟の入学に向け募集を働きかける。 (3) パンフレット・ホームページの充実を図る。 (4) オープンキャンパスについて、前年度の評価を分析し充実する。 (5) 在校生の現状(学習状況や戴帽式の様子など)について高校側に説明する。
			⑦ 【就職支援】 (1) 1・2年次から就職状況について話し、実際の現場で活躍している卒業生を招き、進路を決定するまでの経緯や、医療現場の状況を聞く機会を設け、就職に対する意識の向上を図る。 (2) 3年次には看護協会と専任教員による定期的なガイダンスを実施し、具体的な就職活動の方法、履歴書の書き方などを指導する。 (3) 就職時の面接について個別指導を行う。
		平成三十年度	① 【看護基礎教育の充実】 (1) カリキュラム検討委員会を継続し教育内容の見直しを行い、適宜修正する。 (2) 学習習慣の確立、成績不良者の個別指導の体制を作る。
			② 【臨地実習の充実】 (1) 施策の継続・推進を図る。 (2) 実習施設と実習内容の検討を継続し、変更できる内容から実行に移す。 (3) 学生の変容を図れる関わりと評価を模索する。
			③ 【国家試験対策】 (1) 施策の継続・推進を図る。 各学年の全体計画に追加し、個別指導の教授を計画的に行う。 (2) 個別の成績を提示し、自ら不得意教科の克服が図れるよう支援する。
			④ 【学びのセーフティーネット】 (1) 学生の声を吸い上げ、迅速な解決に導くため、定期的な個別面接を実施し、組織的な解決に取り組む。
	⑤ 【教員研修の実施】 (1) 前年度同様、校内研修を実施し、自己点検報告書に成果発表する。 (2) 教員個々の目標管理を試行する。		
	⑥ 【入学定員充足率の向上】 (1) 施策の継続・推進を図る。		
	⑦ 【就職支援】 (1) 施策の継続・推進を図る。		

ビジョン (キャッチフレーズ)		学生が「介護福祉士になる」ことを応援する教育 介護福祉士としての社会的使命を見出し、 介護福祉士として学び続ける力をつける。		
教 育 力	中期目標	1. 基礎学力の向上を図り、自発的な学習が行えるよう指導する。 2. 卒業年次に介護福祉士資格を取得できるように指導を行う。 3. 入学生増加に繋げるため、介護の魅力の啓発に努める。		
	施 策	平成 二十九 年度	①	【介護教育の充実】 (1) 知識・技術を確実に修得できるように補習制度を設ける。 (2) 介護福祉士にプラスした資格を取得できるカリキュラムを作成する。 (3) 生活態度、マナー、モラルの向上を図り、社会性を身に付ける。
			②	【実習の充実】 (1) 講義と演習が介護実習と連動するよう、学生のレディネスを重視した学習の評価表を作成する。 (2) 実習先との密な連携と、情報の共有化を図り、効果的な学習指導体制を整える。 (3) 介護観の構築のためナラティブ学習を取り入れる。
			③	【国家試験対策】 (1) 入学時から計画的に学力向上対策を作成し、実施する。 (2) 定期的に模擬試験を実施し学生の学力を分析した上で、計画的に学習指導を行う。 (3) 学力別に指導方法を考え、少グループでの学習支援を行う。
			④	【学びのセーフティーネット】 (1) 健康で有意義な学生生活を送るため、個別の課題を共有し、組織的に取り組む。 (2) チューター制の充実を図り、学習意欲が出るように指導する。
			⑤	【教員研修の実施】 (1) 教育力向上のための校内研修計画を立て、年3回以上実施する。 (2) 個々の能力の向上を意識し、計画的に研修会、学会等に参加する。 (3) 地域に向けての介護福祉士の必要性、魅力を発信するために地域活動に積極的に参加する。
⑥	【入学定員充足率の増加】 (1) 介護学科独自の介護の魅力を感じてもらえるようなパンフレットを作成し、高校訪問を行う。 (2) オープンキャンパス及びキャンパス見学会の際には、在校生が介護の魅力を語り、参加者にとって魅力ある内容を実践する。			

教 育 力	施 策	平成二十九年 度	⑦【就職支援の充実】 (1)ハローワーク、新卒応援ハローワーク等と連携を図り、幅広く緻密な就職活動が行えるようにする。 (2)学生が主体的に進路選択ができるよう、キャリア教育の体制を強化する。 (3)定期的な進路調査を行い学生の動向を把握するとともに、教職員間の情報共有を行う。
		平成三十年 度	①【介護教育の充実】 (1)各領域の習熟度を高めるために教育方法を熟考し、自主性・主体性を育てる。 (2)学科目のナンバリングにより、授業科目の順次性を再評価する。
	②【実習の充実】 (1)講義内容を実習に活かせるよう、また実習内容を振り返り、継続して学びを深めていけるように実習前後の演習を充実させる。 (2)学生のレディネスを実習指導者と共有できる巡回指導報告書に改訂する。 (3)実習指導者会議の内容を工夫して、施設との連携強化を図る。		
	③【国家試験対策】 (1)前年度の施策を継続する。 (2)学生が主体的な国家試験対策に臨めるよう、学習・生活習慣を育てる。		
	④【学びのセーフティーネット】 (1)学生の声を吸い上げ、迅速な解決に導くため、定期的な個別面接を実施し、組織的な解決に導く。 (2)学習意欲の低下などの実態把握を迅速にするため、学生指導ブリーフィングを行う。 (3)カウンセリングを要する学生への支援体制をつくる。		
	⑤【教員研修の実施】 (1)前年度同様、校内研修を実施し、その効果を自己点検報告書に成果発表する。 (2)教員自身の教育力向上計画を策定し自己管理する。		
	⑥【入学定員充足率の増加】 (1)前年度同様、継続する。		
	⑦【就職支援の充実】 (1)前年度同様、継続する。 (2)適性検査(職適検査、SPI、EQ等)対策を実施する。		